

津幡町告示第6号

津幡町放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月26日

石川県津幡町長 矢田富郎

津幡町放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 この補助金は、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（令和7年4月24日付けこ成環第195号子ども家庭庁成育局長通知の別紙）に基づき、津幡町が実施主体として認めた者が行う事業を交付の対象とする。

(補助金の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、施設（事業所）ごとに、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、算出された施設（事業所）ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第5条 補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けたものは、事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	1施設（事業所）当たり 100,000円 ※放課後児童健全育成事業については、1支援の単位当たりとする。	放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費